

## 中部運輸局自動車交通部

平成30年3月30日 14時00分発表

連絡先  
国土交通省中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官 中山、大石  
TEL 052-952-8038  
国土交通省中部運輸局三重運輸支局  
輸送監査担当 西原、北口  
TEL 059-234-8413

同時発表：三重県政記者クラブ

## 乗合バス事業者に警告書を交付

平成29年11月28日に三重運輸支局が三重交通株式会社の北勢事業所に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり警告書を交付したのでお知らせします。

## 記

- 警告書を交付した事業者及び営業所  
事業者名：三重交通 株式会社（代表取締役社長 雲井 敬）  
住 所：三重県津市中央1番1号  
営 業 所：北勢事業所（三重県いなべ市北勢町大字麻生田字中道1438番地）
- 警告書を交付した日時及び交付場所  
平成30年 3月 30日（金） 午前 10時  
中部運輸局 三重運輸支局 （支局長：後藤 武夫）  
三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-9
- 監査実施の端緒  
平成29年10月24日に三重県員弁郡東員町笹尾東1-38-20地内の笹尾幹線1号線にて、信号機のない横断歩道を通しようとしたところ、自転車横断帯を横断していた歩行者の発見が遅れたことによりブレーキが間に合わず、バス前面左下部が歩行者と接触し、右足頸骨骨折を負わせる重傷事故を惹起したとして三重運輸支局に自動車事故報告書の提出がされたことから、立入り監査を実施した。
- 違反内容及び違反条項  
主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況  
当該行政処分等により付された違反点数 0点  
当該事業者の累積違反点数 2点